

# 家族の倫理と論理

—G. W. F. ヘーゲルに関わって—

Ethics and Logic of Family  
—In connection with Hegel's theory—

福 吉 勝 男

Masao FUKUYOSHI

---

*Studies in Humanities and Cultures*

---

Vol. 2

名古屋市立大学大学院人間文化研究科『人間文化研究』抜刷 2号  
2004年1月

GRADUATE SCHOOL OF HUMANITIES AND SOCIAL SCIENCES

NAGOYA CITY UNIVERSITY  
NAGOYA JAPAN  
JANUARY 2004

# 家族の倫理と論理

—G. W. F. ヘーゲルに関わって—

福吉勝男

**要旨** 現代的視点からヘーゲル家族論のもつ積極的意義と問題点および課題について検討した。まず、積極的意義として次の三点が指摘される。第1は、子どもの「自立」と「人格の自由」の重要性を強調した点である。第2は、一夫一婦制婚姻を婚姻形態の原則として確認している点である。そして第3には、「家系」の廃棄という民主主義思想を貫いている点である。次に、問題点として以下の諸点を指摘しうる。第1は、男女特性観、男性による女性支配観が鮮明にみられることである。第2は、先の男女特性観と密接に関連して、「市民社会」で職業に就く（男性たちによる）自由競争の重視ないしは偏重の考えが明確にされていることである。そして第3には、男女ともに自立した「個人」で家族を形成し、「個の自立を基礎とする共働き家族」と言い表わされる「現代家族」の視点が欠如している点である。

こうした問題点からしたがって、今日私たちが家族論を検討するさいに重要な課題として考えなければならないことは、男女が共同してともに「家庭」にも「社会」にも参画しうる社会（「男女共同参画社会」）の推進に向けて、どのような内容の家族・社会政策を要求し、そしてそれをいかにして実現し実施していくのかということである。

**キーワード**：子どもの自立、個の自立、男女特性観、男女共同参画社会

I. ヘーゲルは1820年刊行の『法・権利の哲学要綱』（以下、『要綱』と記す）の第III部「人倫（die Sittlichkeit）」、第1章「家族」において、<家族>について三区区分論じている。第一区分は「婚姻」、第二区分は「家族の資産」そして第三区分は「子どもの教育と家族の解体」である。これら三つの区分のうち、第三区分中の第175節の次のような論説がヘーゲルの「家族」観<sup>(1)</sup>の核心をなしていると私は考える。

子供は即自的に自由な者であり、その生命はひとえにこの自由の直接的現存在にほかならない。だから子供は個人にも両親にも、物件として所属するのではない。

子供の教育には二つの使命がある。

一つは、家族関係からみでの積極的使命、すなわち倫理性を直接的でまだ対立を含まない感情というかたちで子供のなかに作りあげ、子供の心情が、この感情を倫理的生活の根拠として、愛と信頼と従順のうちにその最初の心情的生活を送ってしまうようにするという使命である。

もう一つは、同じく家族関係からみでの否定的使命、すなわち子供を、その生来の状態で

ある自然的直接性から抜け出させて、独立性と自由な人格性へと高め、こうして子供に家族の自然的一体性から出てゆく能力を獲得させるという使命である。(第175節、S. 327 f.)

この訳文は藤野・赤沢氏によるものである。さすがに長年のヘーゲル研究に裏づけられた練達の両氏による訳文ではある。たしかに、ヘーゲル哲学に多少とも親しみ、その独特の用語に慣れた研究者なら、それほど違和感なく理解できるものである。しかし、ヘーゲル哲学にはじめて接する人、あるいは総じてこの哲学思想にそれほど慣れ親しんでいない人からみると、理解し難い表現・用語使用が何ヶ所かでみられる。先に私は指摘したが、この第175節の論説にはヘーゲルの「家族」についての考えの核心が述べられているとしたが故に、なおのこと何人にも理解できるような訳文にしてみたいと思う。そこでまず、ヘーゲルの原文と定評ある英訳文とを次に示しておくことにする。

Die Kinder sind *an sich* Freie, und das Leben ist das unmittelbare Dasein nur dieser Freiheit, sie gehören daher weder anderen noch den Eltern als Sachen an. Ihre *Erziehung* hat die in Rücksicht auf das Familienverhältnis *positive* Bestimmung, das die Sittlichkeit in ihnen zur unmittelbaren, noch gegensatzlosen *Empfindung* gebracht [werde] und das Gemut darin, als dem *Grunde* des sittlichen Lebens, in Liebe, Zutrauen und Gehorsam sein erstes Leben gelebt habe, — dann aber die in Rücksicht auf dasselbe Verhältnis *negative* Bestimmung, die Kinder aus der natürlichen Unmittelbarkeit, in der Sie sich ursprünglich befinden, zur Selbständigkeit und freien Persönlichkeit Und damit zur Fähigkeit, aus der natürlichen Einheit der Familie zu treten, zu erheben.(Hegel, *Grundlinien der Philosophie des Rechts*, S.327f.)

Children are *potentially* free and their life directly embodies nothing save potential freedom. Consequently they are not things and cannot be the property either of their parents or others. In respect of his relation to the family, the child's *education* has the *positive* aim of instilling ethical principles into him in the form of an immediate *feeling* for which differences are not yet explicit, so that thus equipped with the *foundation* of an ethical life, his heart may live its early years in love, trust, and obedience. In respect of the same relation, this education has the *negative* aim of raising children out of the instinctive, physical, level on which they are originally, to self-subsistence and freedom of personality and so to the level on which they have power to leave the natural unity of the family.(Hegel's *Philosophy of Right*, translated with notes by T. M. Knox, pp.117)

- II. 藤野・赤沢訳をヘーゲルの原文とノックスの英訳とに照らし合わせてみると、次の訳語・訳文が検討の要するものとして明らかになる。この検討にあたって、幸いにもヘーゲルの本書は我が国においても著名なため、藤野・赤沢訳以外にも、他に四種類の翻訳本がある。私なりの

訳語・訳文を確定するために、以下のようにそれら訳本の比較表を作成してみることにする。

ヘーゲル (原文)	ノックス (英訳)	藤野・赤沢訳 (中央公論社)	長谷川訳 (作品社)	三浦他訳 (未知谷)	高峯訳 (論創社)	上妻他訳 (岩波書店)	私訳
an sich	potentially	即自的に	可能性をもつ	即自 [本来] 的に	潜在 [即自] 的に	即自的には	もともと
das Leben	life	生命	人生	生活 [命] 活動	生命	生命	いのち
das unmittelbare dieser Freiheit	directly embodies nothing save potential freedom	この自由の直接的現存在	自由が目に見える形をとったもの	この自由の直接的な定在	この潜在的自由の直接的定在	この自由の直接的な定在	この潜在的自由が直接眼にみえる形になったもの
Sachen	things	物件	物	物件	物	物件	物件
positive Bestimmung, negative Bestimmung	positive aim, negative aim	積極的使命、否定的使命	肯定面の意味、否定面の意味	肯定的な限定 [使命] 否定的な限定 [使命]	積極的使命、消極的使命	肯定的な規定、否定的な規定	積極的使命、否定的使命
Sittlichkeit	ethical principles	倫理性	共同体精神	習俗規範	倫理性	人倫	倫理規範
das sittliche Leben	ethical life	倫理的生活	共同生活	習俗規範的生活	倫理的生活	人倫的生活	倫理規範にそう生活
Grunde	foundation	根拠	土台	地盤	根拠	根拠	土台
sein erstes Leben	its early years	その最初の心情的生活	人生のはじまりにおいて	その最初の生活	その最初の生活	その最初の生活	その [子どもの] 幼い時期に
Selbständigkeit und freie Persönlichkeit	self-subsistence and freedom of personality	独立性と自由な人格性	自立した自由な人格	自立と自由な人格態	自立と自由な人格	自立性と自由な人格性	自立と自由な人格

これら英訳と五種類の邦訳書を比べてみると、それぞれ苦心の跡がうかがえる。直訳ではなんとも意味不明の感が強い。また単純に訳してはヘーゲルの本意を汲み誤る危険性も感じられる。本節の論説はヘーゲルにしては平易に書かれているように思えるのに、いざ訳してみるとなかなか難しい。私訳も先表に書き記したが、次に私による第175節の全訳を示しておきたい。

子どもはもともと自由な存在であり、その生命はひとえにこの潜在的自由が直接眼にみえる形になったものにほかならない。それゆえ子どもは他人にも両親にも、物件として属するのではない。子どもの教育には、家族関係からみて次のような積極的使命がある。すなわち、倫理規範を直接的でまだ対立を含まない感情という形で子どものなかに作りあげ、そして子どもの心情が、この感情を倫理規範にそった生活の土台として、愛と信頼と従順のうちに幼い時期を過ごしてしまうようにするという使命である。しかしながらこれに対して子どもの

教育には、同じく家族関係からみて次のような否定的使命がある。すなわち子どもを、その生来の状態である自然的直接性から抜け出させて、自立と自由な人格へと高め、こうして子どもに家族の自然的一体性から出てゆく能力を獲得させるという使命である。(第175節、S. 327 f.)

Ⅲ. 訳文をおおよそ確定したところで、内容上検討しなければならない次のような問題が明らかになる。

- (1) 子どもは「もともと自由な存在」であるから何人にも(両親に対してさえも)「物件」として属さないとの主張から、子どもの本質や、家族の中での意味・位置・役割について、ひいては家族の形成、その源となる婚姻のあり方、家族の本質とはどのようなものかという問いが基本的に問題となる。
- (2) 子どもの「教育」の有する積極的使命と否定的使命との主張のように、家族における子どもの「教育」の本来の意味と機能についても重要な検討事項である。
- (3) 子どもの教育の「積極的使命」に対して「否定的使命」とされる、この<否定的>については重要な問題がはらまれている。<否定的>は<消極的>の訳もあるが、ここはやはり<否定的>でなければならない。いわゆるヘーゲル哲学に特有の「否定性の弁証法」に関わる、あの<否定>なのである。この点の検討は重要な事項なのである。
- (4) 子どもを「自立と自由な人格」へと高め、彼らに「家族の自然的一体性から出てゆく能力」を獲得させるとの主張のように、「家族」から「市民社会」への移行(言い換えれば「市民社会」の基礎・土台としての「家族」)について示されているが、この移行の論理の詳細な検討は重要である。
- (5) 子どもの意味づけや、家族における子どもの教育の使命など重要問題を含めた総じてヘーゲル家族論の、今日からみての意義と問題点についてどのように理解しておくべきか。今日さまざまに問題になっている現代家族の病理(論理と表裏の関係にある)との関わりについても、ヘーゲルの家族論は検討の必要があると考える。

以上の五点について順に検討していくことにする。

(1) 子どもの本質について確認するには、子どもを含めた家族とは何か、そして家族を形成する源となる両親・男女の婚姻の基本的なあり方から検討していかねばならない。

ヘーゲルは『要綱』において、「家族」章を次の三つに区分して論述している。「(A) 婚姻」、「(B) 家族の資産」、「(C) 子どもの教育と家族の解体」、である。このうちの「(A) 婚姻」にまず注目したい。婚姻に関わってヘーゲルはおおよそ次の三点の事項を確認している。第1は、婚姻の前提に人間の基本的欲求としての性欲の充足を考えている。ヘーゲルはいう—「婚姻は直接的な倫理的関係としては、第1に、自然的生命活動という契機を含んでおり、しかも……人類の現実および過程としての生命活動を含んでいる」(第161節、S. 309)。この場

合の、「自然的生命活動」とは性欲の充足のことであって、こうした意味合いを有する男女の性的結合ということを経験の基本前提として考えている。さらに、ヘーゲルはこの性欲の充足による子どもの産出、子孫の形成という具合に、「自然的生命活動」を「人類の過程」、つまり人間のこれまで累々と繋がってきた歴史（人類史）の形成として理解している。第2は、第1を前提にして婚姻を「両人格の自由な同意」と考えている。ヘーゲルによれば、婚姻とは「自分たちの自然的で個別的な人格性をあの〔男女の〕一体性において放棄して、一人格を成そうとすることの同意」（第162節、S. 310）なのである。そしてこの同意はもちろん両性の自由意志を介してなされる。第三は、一夫一婦制婚姻の確認である。ヘーゲルはいう—「婚姻は本質的に一夫一婦制である。なぜなら、婚姻関係に身を置き、身を委ねるのは、人格性という直接的な排他的個別性であるからであり、したがって婚姻関係の真実のあり方、真心からのつながり（実体性の主観的形式）は、ひとえにこの人格性の一身同体となった相互献身からのみ生じるからである」（第167節、S. 320）。このように、一夫一婦制が婚姻の本質形態とされるのは、対等・平等な男女両人格の自由でしかも排他的な承認関係として婚姻が考えられるところから生じる必然的帰結である。

このようにヘーゲルは婚姻の本来的あり方を、男女（夫婦）の自由で対等な人格の結びつきと理解し、そこには両者の「真心からのつながり」、「倫理的な愛」が息づいているという。こうした両性（男女）の結びつきからはじまる婚姻から家族が形成されることになる。その場合、夫婦だけでも家族ではあるが、同時に夫婦の婚姻による「自然的生命活動」としての「人類の過程」の産出、すなわち子どもの産出、子孫の形成も重要な家族の目的・機能となる。したがって、ここから子どもは夫婦にとってどのような意味をもっているのか、また夫婦（両親）と子どもの関係はどのようなものであり、両親が行わねばならない子どもの「教育」はいかなる意味と使命をもっているのかが必然的に問われねばならない。

子どもの「教育」の使命についてはこの後（2）で検討することにして、ここでは両親（夫婦）にとって子どものもつ意味と、両親と子どもとの本来の関係について確認しておきたい。この点については、「家族」章の第3区分である「(C) 子どもの教育と家族の解体」において説明されている。まず両親にとって子どもは、「自分たちの愛として、自分たちの実体的現存在として愛するところの対象」（第173節、S. 325）となるか、両親は子どもにおいて「自分たちの愛を目の前にもつ」（第173節「追加」、S. 326）とヘーゲルはいう。婚姻において夫婦は愛の関係を結び結ぶのであるが、しかしこの関係は夫婦間にのみ止まるならばまだ客体的になってはいない。子どもにおいてはじめて夫婦の愛の関係が真に客体的なものになる、とヘーゲルは考える。次に、夫婦にとってこのような意味をもつ子どもは、彼らとどのような関係にあるだろうか。子どもは両親の所有物なのか。ヘーゲルは述べる—「子どもはもともと自由な存在であり、その生命はひとえにこの潜在的自由が直接的にみえる形になったものにほかならない。それゆえ子どもは他人にも両親にも、物件として属するのではない」（第175節、S. 327）。この場合の、「子どもはもともと自由な存在」とは何を意味するのか。それは、子

もちろん人間として自由な存在者にちがいないけれども、すでに成長した自立自存の自由な存在者なのではなくて、それへと成長しつつある自由な存在者であることを意味している。ともあれ、子どもも自由な存在者として両親の「物件」ではないとのヘーゲルの確認は重要である。自立自存の自由な存在者への子どもの「教育」のあり方が次の課題となる。

(2) 家族における子どもの教育に関して、ヘーゲルは積極的使命と否定的使命の二面があると主張する。この点について詳述しているのが、「家族」章の「(C) 子どもの教育と家族の解体」個所である。先にも確認したが、子どもは自由な存在者であるにしても、「もともと」そうなのであり、まだ自立自存の自由な存在者ではない。そうなるまでの両親の義務および子どもの権利についてのヘーゲルの考えをみておく必要がある。

「子どもは共同の家族資産で扶養され教育される権利をもっている」(第174節、S. 326) — この説明は「家族」章の第2項「(B) 家族の資産」におけるものである。この説明のなかに、子どもに対する両親の義務と子どもの有する権利とが要約されている。すなわち、両親は子どもを「家族資産」で扶養し、自立自存の自由な存在者になるまで「教育」する義務を負っているのであり、この両親の義務は子どもからみると権利にはかならない。このような両親と子どもとの権利義務関係について確認したうえで、重要なのは子どもの教育の具体的内容は何であって、それまで教育されねばならない自立自存の自由な存在者とは具体的にどのようなことをなすのか、ということである。

ヘーゲルは「(C) 子どもの教育と家族の解体」の個所で、子どもの教育には二つの使命があるという。一つは、子どもの心情を愛と信頼と従順なものにすることである。もう一つは、「子どもを、その生来の状態である自然的直接性から抜け出させて、自立と自由な人格へと高め、こうして子どもに家族の自然的一体性から出てゆく能力を獲得させるという使命」(第175節、S. 327 f.) である。前者は、人間としての基本的な心情を両親をはじめとした家族関係の中でより豊かにはぐくんでいく、といったごく一般的にいわれる使命である。では後者の、子どもが「自立と自由な人格」へと高められ、「家族の自然的一体性から出て行く能力」を与えられるとは、より具体的にはどのようなことを意味しているのか。このことについてヘーゲルは次のように説明する。すなわち、成年に達した法的人格として認められ、一つには「自分自身の自由な所有をもつ資格がある」と認められるとともに、もう一つには「自分自身の家族を一息子は主人として娘は妻として一立てる資格がある」(第177節、S. 330) と認められる、ということである。したがって、子どもの教育の使命とその内容を要約していえば、子どもが成年に達し、両親を中心とする家族から出て、新たに独立したみずからの家族をうちたてる資格—婚姻資格—があると認められることなのである。子どもが婚姻を契機に、みずからを中心とした新たな家族を形成すれば、息子または娘が属していた以前の家族は、もちろんそれまでとは様相を異にし、夫婦・両親主体の家族になっている。こうした事柄を、ヘーゲルは内容的に「家族の解体」とよぶ。このように、子どもの「教育」は「家族の解体」を必然的に帰結するとヘーゲルは考える。

(3) 子どもの教育の「積極的使命」・「否定的使命」の〈積極的〉・〈否定的〉ということのより詳細な検討が必要である。言葉のイメージからすると、〈否定的〉よりは〈積極的〉の方が積極的で肯定的な印象を受ける。しかし実は、〈否定的〉と表現される内容がヘーゲル哲学においては一層重要な意味合いをもつ。いわゆる〈否定性の弁証法〉の〈否定・否定的〉である。この〈否定・否定的〉が核になって体系展開をなされる。これらの点について詳しく検討しておきたい。

まず、何をもってヘーゲルは〈積極的〉といったのか。本稿の冒頭で引用したヘーゲルの論説の次の当該個所に再度注目したい。

子どもの教育には、家族関係からみて次のような積極的使命がある。すなわち、倫理規範を直接的でまだ対立を含まない感情という形で子どものなかに作りあげ、そして子どもの心情が、この感情を倫理規範にそった生活の土台として、愛と信頼と従順のうちに幼い時期を過ごしてしまうようにするという使命である。(第175節、S. 327)

この論述において、〈積極的〉の意味合いを理解する上でポイントになる個所が三つある。第1には「家族関係からみて」の点であり、第2には「倫理規範を……子どものなかに作り」あげるといふ点であり、そして第3には「倫理規範にそった生活の土台」を作るといふ点である。まず第1の、「家族関係からみて」の〈積極的〉意味ということの有する内容は明確である。先に確認したが、ヘーゲル家族論の出発点をなす婚姻の成立は人格として対等・平等な男女両性の自由な同意からにはほかならなかった。だが婚姻後の、子どもも含めた家族の形成にあって一人ひとり（の人格）は「個人」単位ではなくて、「家族の成員（メンバー）」としてはじめて意味を有するのである。ヘーゲルの用語でいえば、家族というまとまり・共同体こそ「実体」であって、家族の一人ひとはこの実体を成り立たせている「契機」にはほかならない。このことをごく分かりやすくいっておけば、家族一人ひとは〈家族あっての私〉ということであろう。こうした理解を、子どもに理性による認識のレベルで得させるというよりももっと直接的でプリムティブな感情のレベルから「倫理規範」として身に付けさせようというのが、第2・第3の点である。

第2でいう「倫理規範」の原語は〈Sittlichkeit〉であり、第3の「倫理規範にそった」の原語は〈sittlich〉である。〈鉄は熱いうちに打て〉の諺どおり、幼い時期・子ども期に、それも頭で分かる（認識）というよりも身体に染み込ませる（感情）というかたちで家族という共同体の大切さを会得させるというのが、「倫理規範」を子どものなかに作りあげる真の意味である。こうした倫理規範の重要性は家族においてばかりでなく、将来の社会生活全般にわたってそうなのであり、「倫理規範にそった生活」は「家族」につづく「市民社会」および「国家」においてもヘーゲルにあっては主要テーマの一つである。こうしたことが、教育の「積極的使命」の意味する内容である。



次に、「否定的使命」についてである。＜否定的＞の原語はいうまでもなく＜negativ＞である。＜negativ＞であれば＜消極的＞とも訳することができる。先の＜積極的＞の対概念であるから＜否定的＞よりも＜消極的＞の方がふさわしいかもしれない。しかし、ここは私は＜否定的＞と訳したい。というのも、＜否定（的）＞には何かを否定する主体の意志が強く働いている印象が強いからである。では、誰（主体）が何を否定するのか。このことについては、まず第175節の当該箇所を再度みておきたい。

子どもの教育には、同じく家族関係からみて次のような否定的使命がある。すなわち子どもを、その生来の状態である自然的直接性から抜け出させて、自立と自由な人格へと高め、こうして子どもに家族の自然的一体性から出てゆく能力を獲得させるという使命である。（第175節、S. 327 f.）

この叙述のなかで、誰が何を否定するのかという点に関わって重要な箇所は次の二つである。第1には「家族関係からみて」という点、第2には「家族の自然的一体性から出てゆく能力を獲得させる」という点である。第1と第2は実は同じことなのである。否定されるのは「家族（関係）」という共同的なものである。では、家族の一人ひとり（成員）にとって、とりわけ子どもにとってかけがえのない「家族」を否定して、子どもは一体どこへ行くのか。孤独になるのか、あるいは無なるものとして浮遊するのか。ヘーゲルによると、そうではなくて、「家族」を否定して子どもは「自立と自由な人格」へと高まるという。この内容の有する論理方法が、否定を通して新たな肯定的内容を産み出すヘーゲルの「否定性の弁証法」にほかならない。

したがって、誰が何を否定するかということ再度明確にしておけば、子どもが両親とともに暮らしてきた家族を否定するということである。この家族の否定ということは、この家族を無意味にするというのではなくて、子どもがこの家族から出て一人前の人間として自立して生きていくこと（「息子は[新しいみずからの家族の]主人として、娘は妻として」）を意味している。このことが旧い家族を否定（もとの家族関係の変化）を通して新しい家族（みずからの家族）の形成（否定を通じた肯定）をあらわしている。ここに「否定性の弁証法」の分かりやすい事例をみることができる。

（4）では、子どもが「自立と自由な人格」へと高まり、旧い家族を否定し、新しいみずからの家族を形成する論理には、それに内在する他の重要な論理が働かないのか。すなわち、この問題は「自立」と「自由な人格」の内容を問うことになる。どんな状況にあることを「自立」といい、いかなる機能の発揮を「自由な人格」というか。結論を先取りしていえば、「家族」から「市民社会」への移行の論理が問われるのである。

「家族」から「市民社会」への移行は、ヘーゲルの表現のままいえば、「家族の解体」を通して遂行されることになる。この「家族の解体」を推進する機能を主にはたすのは先に（2）、（3）でみてきた子どもの「教育」にほかならない。「家族」章の第3項「(C) 子どもの教育

と家族の解体」において、「家族の解体」ということと子どもが「自立と自由な人格」を確保することとの具体的な関わりについて、言い換えれば「自立」と「自由な人格」ということの具体的、象徴的内容について、ヘーゲルは次のように述べている。

家族の倫理的解体とは、自由な人格性へと教育されて成年に達した子どもが、法的人格として認められ、一つには自分自身の自由な所有をもつ資格があると認められるとともに、また一つには自分自身の家族を一息子は主人として娘は妻として一立てる資格があると認められるということのうちにある。以後彼らはこの家族のうちに実体的使命をもち、これに対して彼らの最初の家族はただ最初の基礎および起点として背景にしりぞく。まして家系という抽象物にはなんら権利もない。(第177節、S. 330)

このヘーゲルの叙述のうち、後半の「以後」以降は今直接必要ではない。しかし後に重要となるのでここに引用しておいた。さて「以後」以前の主張は明確であろう。「教育」を通して子どもが「自由な人格」へと高まり、そう認められるということは、子どもが「成年」に達したということを意味している。そしてこの成年であることの証立てとして次の二点が社会的に承認を得る。第1にはみずからの「所有」を有する資格があるということ。第2にはみずからの「家族」を立てる資格があるということ。この二つを合わせて、「成年」ということは「法的人格」として認められるということの意味している。そして、いうまでもなく以上のことが「自立」の意味するところとなる。

さて、先の第1および第2の「資格」について今少しのべておきたい。内容の明確さからいえば、第2の方はさわめて鮮明であり、自明のここのようである。すなわち、みずからの「家族」を立てる資格とは、婚姻の資格があるということである。このことをヘーゲルは、「息子は主人として娘は妻として」婚姻できると表現したのである。一見妥当と思われる表現ではある。しかし「息子は主人」といって、「息子は夫」と何故表現しなかったのか。これには重要な意味を含んでいると思われるが、この点について次の(5)でのべることにする。ここでは、第1の点について今少し言及しておきたい。

みずからの「所有」を有する資格とは、具体的には何を意味しているのか。これが「家族」章の第2項「(B) 家族の資産」に関わる問題である。この点に関してヘーゲルはのべている。

法的人格としての家族を他人に対して代表しなければならないのは家族の長としての夫である。さらに彼にはとくに、外に出て所得を手に入れ、家族のもろもろの欲求に対して配慮し、なおまた家族資産を配分し管理する役目がある。(第171節、S. 324)

このヘーゲルの叙述において、「家族の長としての夫」までの内容は先の第2の「息子は主人」という表現の有する問題と同一の事柄であり、(5)での検討課題である。「所有」に関わ

る点では、「所得」以降の叙述がいうまでもなく重要である。「所得」とか「資産」という言葉で「所有」について語っているのである。いづれにしても、それらで「家族のもろもろの欲求」が充足されるのである。言い換えれば、家族の生活が営まれ、子どもの「教育」もその「所得」・「資産」・「所有」が元手になってなされるのはいうまでもない。問う必要があるのは、この「所得」をどこから、いかにして獲得するのかという点である。このことをヘーゲルは「外に出て所得を手に入れ」という。「外」とは「家族」の「外」であろう。「家族の外」とは「市民社会」のことなのである。ここで「家族」から「市民社会」への移行の必然性が明らかとなる。

では、ヘーゲルのいう市民社会とはどのような特徴を有しているのか。市民社会は「自立した個人々人である成員たちの結合態」(第157節、S. 306)といわれるように、各々具体的な欲求をもち、この私利私欲の充足を第1の目的にしている自立した人間＝「市民」から成り立っている社会なのである。そしてこの市民社会は二つの原理から成り立っているとされる。第1の原理は「特殊性の原理」である。これは、自分の特殊的な欲求の充足だけを考えている特殊的、具体的な人格＝市民をさし、これが市民社会の第1の原理だとされる。第2の原理は「普遍性の原理」である。この原理は、各特殊的人格があらゆる他人のこのような特殊性と関連していることをさしている。つまり、市民社会において各人はおのれの欲求の充足のために狂奔するが、しかし各人は他の人々と連関することなくしてはおのれの諸目的を達成することはできない。だから各人は自分自身だけが目的であって、他人は自分の欲求充足のための手段であるにしる、「自分の福祉と同時に他人の福祉をいっしょに充足させることによっておのれを充足させるのである」(第182節「追加」、S. 340)。各人はおのれの利己的で特殊的な目的を他人と全面的に普遍的に連関しあわないかぎり達成することができないわけである。ここからヘーゲルは市民社会を「全面的依存性の体系」(ein System allseitiger Abhängigkeit)とよぶのである。

こうした基本的特徴を有する市民社会の成員になることを、子どもが「成人」したということ、すなわち「自立」し、「自由な人格」へ高まるとヘーゲルは表現した。

以上のような、今日からみても有意義と思われる自立・人格論、市民社会論にまで必然的に展開するヘーゲルの家族論には、では欠点や問題点は存しないのだろうか。以下で、意義をも再度確認しながら、問題点にふれておきたい。

(5) ヘーゲル家族論の意義と問題点について。

<意義>

第1の意義は、子どもの「自立」と「人格の自由」の重要性を強調した点である。すでにみたように、「婚姻」からはじまり「家族の資産」を通して「子どもの教育と家族の解体」にまで展開するヘーゲル家族論を貫く中心テーマの一つは、子どもの「自立」ということであつた。「自由な人格」の所有者として「成人」し、市民社会の一員になることと言い換えてよい。本稿の冒頭で引用した第175節でのヘーゲルの叙述—「子どもはもともと自由な存在である」—は、子どもといえども「自由な人格」であるから、両親でさえ所有物にできないということの

確固たる思想の表明にほかならない。だから、「子どもは他人にも両親にも、物件として属するのではない」と当該節で叙述を続けた。

ただし、子どもはもちろん人格として「自由を賦与された存在」にちがいないけれども、すでに成長し自立した自由な存在かということ、決してそうではない。それへと成長しつづける自由な存在にほかならない。それ故に、自立した自由な存在になるまで、「子どもは共同の家族資産で扶養され教育される権利をもっている」とヘーゲルがのべたのである。ここに子どもの権利とともに、両親の義務—扶養と教育—が明確になる。そして、これまでも詳しくみてきたように、子どもの教育の具体的内容として、とりわけ教育の有する二つの使命のうちの一つ、「否定的使命」として子どもを「自立と自由な人格」へと高め、「家族の自然的一体性から出てゆく能力」を得させることをヘーゲルは強調したが、このことは子どもが成人し、市民社会の一員として一定の職業に従事し、自立して生きていくことを意味している。こうしたヘーゲルの考えでは、家族のなかに埋没した、あるいは今日的表現でいえば、家族にパラサイトした非自立的な人間像がきっぱり否定されているのが理解されるであろう。

第2の意義は、「一夫一婦制婚姻」を婚姻形態の原則として確認している点である。この点は先にのべた第1の人格論と密接に関連した事柄である。ヘーゲルにあっては、いうまでもなく婚姻とは、「自分たちの自然的で〔自然的生命活動を行う〕個別的人格性をあの〔男女の〕一体性において放棄して、一人格を成そうとすることの同意」（第162節、S. 310）なのである。そしてこの同意はもちろん両性の自由意志を介してなされる。こう理解した上で、ヘーゲルは婚姻の本質的形態として一夫一婦制を次のように確認する。

婚姻は本質的に一夫一婦制である。なぜなら、婚姻関係に身をおき身を委ねるのは、人格性という直接的な排他的個別性であるからであり、したがって婚姻関係の真実のあり方、真心からのつながり（実体の主観的形式）は、ひとえにこの人格性の一身同体となった相互献身からのみ生じるからである。（第167節、S. 320）

このように、一夫一婦制が婚姻の本質形態とされるのは、両性の対等・平等な「人格」の自由かつ排他的承認関係として婚姻が考えられるところから生じる、きわめて重要な必然的帰結なのである。

第3の意義は、「家系」の廃棄という民主主義思想が貫ぬかれている点である。これまでも幾度か確認したように、子どもの教育の本来の意義は子どもが自由な人格へと形成され、成年に達し、「法的人格」として認められる点にあった。法的人格として認められるというのは、端的に言えば、子どもが自分自身の家族をもつ資格を有し、「市民社会」の一員と認められることを意味する。みずからの家族をもってからは、「彼ら〔子どもたち〕はこの家族のうちに実体的使命をもち、これに対して彼らの最初の家族はただ最初の基礎および出発点として背景に退く。まして家系という抽象物にはなんらの権利もない」（第177節、S. 330）のである。

ここで重要なのは、教育を通した子どもの成長をいかに理解するかということである。ヘーゲルはこれを子どもの「自立」と考えた。自立した子どもが婚姻すれば、「最初の家族はただ最初の基礎および出発点として背景に退く」かたちで、「前の家族関係が廃され」る。そしてそこには子ども自身の新しい「独立家族」が立てられることになる。こうして、子どもの自立のたびごとにそれまで子どもが属していた前の家族は解体し、家族の形態を変える。

子どもの教育から家族の解体が帰結するには、このような経過をたどる。そして、婚姻、家族の形成→子どもの教育→子どもの自立→新しい「独立家族」の形成→最初の家族の解体、という論理過程をどの家族も経過する。だとすると、この過程を経る家族形態として考えられるのは、「夫婦と子どもが〔家族の〕本来の核（Kern）をなす」ところの、「核家族」以外ないであろう。子どもの自立＝新しい「独立家族」の形成＝旧い家族の解体という考えには、民主主義思想が貫いているといえよう。なぜなら、この考えにおいてはヘーゲルのいういわゆる「家系」にどんな存立理由、正当性・権利も認められていないからである。<sup>(2)</sup>

以上、三点にわたってヘーゲル家族論の有する積極的意義についてみてきた。こうした今日からみても有意義な点とともに、大きな問題点をもヘーゲルの考えには含まれていると思われる。次に、その点についていくつか検討することにする。

#### <問題点>

第1の問題点は、男女特性観、男性による女性支配観が鮮明にみられることである。<sup>(3)</sup> 数個所でこの点に関する叙述がみられるが、ここでは代表的な二個所のものをみておきたい。

- (1) 「法的人格としての家族を他人に対して代表しなければならないのは家族の長としての夫である。さらに彼にはとくに、外に出て所得を手に入れ、……」(第171節、S. 324)。
- (2) 「成年に達した子どもが、法的人格として認められ、一つには自分自身の自由な所有をもつ資格があると認められるとともに、また一つには自分自身の家族を一息子は主人として娘は妻として一立てる資格があると認められる……」(第177節、S. 330)。

まず(1)において明瞭なのは、妻は夫と結びつき、「家族の長」としての夫に包括され、そのもとでのみ本来の使命を有するということである。だからこそヘーゲルは、「妻は家族においてこそ彼女の実体的本分をもつ」といったのである。だとすると、家族という倫理的共同体なるものも、実は妻〔の人格〕をも内に取り込んだ夫〔の人格〕で代表されるもの、ないしは夫〔の人格〕そのものであるほかない。こうみえてくると、婚姻の出発点においては男女(夫婦)の自由で対等な人格の結びつきが強調されているのに、しかし婚姻後の夫婦関係の特徴として、「家族の長」としての夫に包括されてはじめて妻はその本来の意義づけをえるとされる。

この根拠はつぎのような男女特性観にある。女性は身を捧げることによって自分の誇るべきものを捨て、こうして彼女はその本分をまっとうする。それゆえ女性の本分は、「本質的にもっぱら婚姻関係にある」とされる。一方、男性は「家族以外になお別の倫理的活動分野をもっている」。別の「倫理的活動分野」とは、学問や社会・国家だとされる。こうして女性は本来的に受動的で主観的なものなのであり、対外関係においてたくましく活躍する男性とは異なっ

て、「家族においてこそ彼女の実体的本分をもつ」とされる。このように男女特性観がヘーゲルの主張において際立っている。

こうした男女特性観、男性による女性支配観から、重要な二つの事柄が帰結する。第1は、妻は決して「市民社会」の成員になりえないという点であり、第2に妻は決して政治的権利の主体になりえないという点である。まず第1の点についてであるが、ヘーゲルによると市民社会の成員になるということは、「[家族の]外に出て、所得を手に入れ」ること(1)、「自分自身の自由な所有をもつ」こと(2)、つまりなにはさておき一定の職業に従事し、所得・所有をえるという、経済的側面に関することを意味している。こうした職業に従事し、市民社会の一員になりうるのは夫だけである。妻には家庭生活しかないのである。

第2の事柄は、市民社会の成員になることの政治的意味を表現している。というのも、政治的権利の主体になるのは市民社会における「職業団体」を通してしか一般的に不可能だからである。こうしてヘーゲルにあっては、妻には政治的権利の主体つまり公民として公的生活を行うことが決して許されず、家族との家庭生活しかない。そしてこの家庭生活こそ彼女の本分をまっとうするところとされる。

みられるように、第1と第2は同じ事柄を経済的側面と政治的側面からみた特徴点の指摘である。すなわち、「市民社会」の成員になれば職業にも従事しうるし、政治的権利の主体にもなりうる。だが繰り返すが、市民社会の成員になりうるのは夫に限られる。このことが、女性、妻も職業につくことと政治的権利の主体になることが法的に認められている現代との最も大きな相違点であろう。

第2の問題点は、自由競争の重視ないしは偏重ということである。そして、このことがヘーゲルにあっては先の第1の問題点である男女特性論と密接に関連している。それはこういうことである。第1の問題点におけるヘーゲルの叙述一夫は「外に出て所得を手に入れ」る(1)、「成年に達した子ども」が「自分自身の自由な所有をもつ」(2) —に立ち返ってみたい。まず(2)の方から問題にすることにしよう。子どもが成年になって、みずからの「所有」を有するようになるのは近代以降の自由社会ではいうまでもない基本的原則の一つであろう。「自由な所有」の<自由>とは、所有の獲得・管理・処分等の仕方において、いずれも自由ということ、つまり所有主体の自由意志に委ねられているということの意味している。

「自由な所有」主体は、本来的には彼および彼女であるはずである。ところで、所有の獲得方法には様々なものがあるであろう。子どもの立場からすれば、両親の遺産相続(本質的なものではないとしてヘーゲルは批判)ということもあるが、やはりなんといっても本格的、本質的なものとしては婚姻後、仕事を通して獲得したものであろう。では、この場合の仕事とは何か。家事労働は入らない。小作を中心とし、家族労働を主とした農業生産(労働)は含まれる。しかしヘーゲルによると、本格的な仕事・労働は家族・家庭外のものである。この点が(1)の「外に出て所得を手に入れる」とヘーゲルがのべたことなのである。

「外」とはいうまでもなく家庭・家族の「外」ということだ。その「外」とは、「市民社

会」のことであった。このことに関わって今問題なのは、市民社会で「所得」を手に入れることができるのが「夫」に限られる点である。子どもが成年になっても、成年男子だけが市民社会で一定の職業に従事し、そして所得をえることができる。女性は妻として、家庭生活において彼女の本分をまっとうすることになる。こうした男女特性論が、「自由な所有」論、市民社会における職業・労働論に深く関わっている。

そして留意しなければならないのは、夫である男性が職業・労働に従事する市民社会こそ、「自立した個人である成員たちの結合態」（第157節、S. 306）と定義され、「特殊性」と「普遍性」の二つの原理が支配するところと説明されるが、これは要するに特殊な欲求を有した、成人し自立した個人（男子）が普遍的といえるほどに到る所で自由競争しつつ関わり合っている（結合している）ところなのである。<sup>(4)</sup> こうした男性中心の自由競争の重視ないしは偏重というあり方は近代以降、現代も基本的に変わらない事柄であろう。

この社会の病理ともいえる自由競争の重視ないしは偏重に関連してぜひとも言及しておかねばならないことがある。それはこういう問題である。これまでも度々ふれてきたが、個人＝「家族の成員」が「家族」の絆を脱して偏重とさえいえる自由な競争の場＝「市民社会」へ参入する論理には、前近代から近代への必然的な歴史過程が関与して、個人の人格的「自立」が達成されるという極めて重要な利点が含まれていた。しかし、そこには同時に「家族の成員」が有していた「相互献身」、「倫理的愛」といった「共同体の倫理」が喪失し、もはや通用しなくなるという深刻な問題点が必然的な産物として孕まれていたのである。こうした利点・問題点とともに、近代からの延長として現代の私たちがそのまま遭遇し引受けている事柄である。

だからこそ、現代の私たちが近代からの利点を生かしつつ、問題点の克服を真剣に企図しなければならない。「家庭」とともに「社会」への女性の様々な関与の可能性の追求、現代社会の中での本来の「家族」倫理の復権可能性の検討、そして競争中心ではない社会のあり方、仕事の本来の仕方等に関わる問題等の検討が重要な課題として提起されているといえる。

第3の問題点は、「現代家族」の視点が欠如していることである。これまで幾度も確認してきたように、ヘーゲル家族論の骨格は次のようなものであった。人格（男性・夫）と人格（女性・妻）の結合としての婚姻から出発、家族の形成→子どもの教育→子どもの独立→新しい「独立家族」の形成→最初の家族の解体、という過程をどの家族も経過する。したがって、この過程を経る家族形態は、「夫婦と子どもが〔家族〕本来の核（Kern）をなす」ところの「核家族」である。子どもの独立・自立＝新しい「独立家族」の形成＝旧い家族の解体という考えには、個人の自立を核として有する近代市民的思想が貫いているといえる。

だが、問題点の第1および第2としても指摘したように、自立しえるのは夫である男性だけであった。市民社会の成員として職業に従事し、経済的に自立しえるのは夫である。この夫・男性は同時に政治的権利の主体としても確認される。女性の方は、妻・母としてのみ意味を有する。こうした意味では、男女・夫婦とも「個人」として自立したものになってはいない。こういう形での家族形態は、「核家族」であっても今日的視点からいえば、「伝統的家族」といい

うるであろう。

課題としての現代家族は、男女ともに自立した「個人」で家族を形成し、「個の自立を基礎とする共働き家族」<sup>(5)</sup>といえるであろう。男女とも経済的に自立し、政治的権利の主体たりうることである。この点の裏づけには、特に子どもの保育・養育問題と高齢者や障害者等の介護問題は家庭が責任を負うとともに、社会が責任を負うという観点が重要である。国や地方自治体による保育・介護の施設・人員の確保からはじまり、十分な育児・介護有給休暇制度の確立等、様々な子育て・介護支援策やきめ細かい家族・社会政策が実施され、そして男女が共同してともに「家庭」にも「社会」にも参画しうる社会（「男女共同参画社会」）の実現に向けて諸施策<sup>(4)</sup>がなされる必要がある。

こうした点は、ヘーゲルが生きた時代には当然ながら不可能な事柄である。ヘーゲルの家族論を現代の視点から見直してみた場合に、私たちが課題として重視し、実現を目指して取り組まねばならない事項なのである。

\*原文テキスト、英訳、邦訳はそれぞれ次のものを用いた。

・ Hegel, *Grundlinien der Philosophie des Rechts*, G.W.F.Hegel, Werke in zwanzig Bänden 7, Redaktion Eva Moldenhauer und Karl Markus Michel, Frankfurt a. M. 1970.

・ *Hegel's Philosophy of Right*, translated with notes by T.M.Knox, Oxford University Press, 1942.

・ 邦訳は次の5種類 ①藤野・赤沢訳『世界の名著』35、中央公論社。②高峯訳一論創社。③三浦他訳一未知谷。④上妻他訳一岩波書店。⑤長谷川訳一作品社）があるが、主に中央公論社版を参照した。

\*引用ないし参照の該当箇所については、節数と原文ページを（第 節、S.）と本文中に明記した。

## 注

(1) ヘーゲルはソフォクレス『アンティゴネー』の詳述とともに、この著作を題材にして家族と国家の対立と連結を叙述した著作がある。それは『精神現象学』の「真の精神 人倫」についての箇所である。これについて詳細に分析した近年の労作としては、稲葉稔『家族と国家』（晃洋書房、2002年）がある。

(2) カントの家族観もヘーゲルとよく似たものがみられる。人格として対等・平等な男女両性の自由な同意による婚姻の成立→両親による子どもの教育→子どもの独立→家族の解体という展開である。そして、カントにおける一夫一婦制婚姻の基礎付けについての説明は、「対物的な仕方における対人権」（das auf dingliche Art persönliche Recht）あるいは「対物的対人権ないし物権的債権」（das dinglich-persönliche Recht）だとされる。（カント『人倫の形而上学』—カント全集、第11巻、理想社—法論の第1部、「私法」を論じた箇所）に詳しい。Vgl. Kant, *Metaphysik der Sitten*, Werke in zwölf Bänden, VIII, Suhrkamp Verlag, Frankfurt am Main 1968, S.370-396)

なお、カントの婚姻観についてのわが国での代表的な研究として、川島武宣『イデオロギーとしての家族制度』（岩波書店、1977年）、第六章「近代的婚姻のイデオロギー—カントの婚姻法理論」があることを指摘しておきたい。

(3) フィヒテも婚姻の成立を対等・平等な男女両人格の結合だと考えるが、しかし彼にあってもヘーゲルと同じく男女（夫婦）特性観が支配的である。国家との関わりで公的生活をし、法による様々な保護を直接あずかるのは夫であって、妻は家庭生活に限られ、夫の支配下に入ることにより夫を通して法的保護に関与するとして、次のように述べる—「夫は妻の法的後見人になる。妻の一切の公的生活は夫に代行されているのであって、妻には家庭生活だけが残っている」（Fichte, *Grundlage des Naturrechts nach*



- (4) 「子どもの教育と家族の解体」というヘーゲルの主張に関する説明において、度々「教育」を通しての子どもの「自立」（結婚し、元の家族から出てみずからの家族を形成することと、市民社会の成員になることを内容的に含む）から「家族の解体」までの展開における、この「解体」について元の家族の「形態変化」以上の事柄には言及してこなかった。しかし、「家族の解体」には、近代から現代にまで繋がる社会における経済的再生産過程の巨大な変化・転換ということ、そしてそこから必然的に生じる社会的問題（例えば、貧困問題を極とする）への対応として国や地方自治体等による「政策」の必要性という、このような重要事項が連関している。この点がヘーゲルのいう「公共政策」（Polizei）にあたるのである。

こうした全体についての的確な指摘をM. リーデルが次のように行なっている—「しかし家族の解体は、ヘーゲルにとってはけっしてたんなる自然の経過ではなくて、福祉行政〔公共政策〕の概念にかんする節で展開されているように（§§238–239）、市民社会の近代的形態と歴史的に結びついているのである。『家』から市民社会そのものへと転位された経済的再生産過程は、諸個人が『自立的な人格』として相互に承認し合うことを必要としている。この過程は諸個人を家族の絆から『疎外』して、『それまで自分の生計の資を得ていた外的な非有機的自然と父祖伝来の土地のかわりに自分自身の地盤』に立たせ、『家族全体』の存立をもその経済的過程の運動形態に依存させ、その偶然性に従属させる。なぜなら、家族にとっては『なにはさておき』経済的な『配慮』が肝心だからである。家族はもはや『包括的な活動力』をもたないから、個人は家族の『実体的全体』（§238）に参加するかわりに、市民社会の実体に参加するのである。欲求の体系を支配している必然性は、ここでは、『人間を引き寄せて、人間がこの社会のために働き、いっさいをこの社会に負い、この社会を介して行動するように人間に要求する、巨大な力である。』（リーデル著、池田・平野訳『ヘーゲルにおける市民社会と国家』未来社、1985年、88–89ページ）。

- (5) 訓覇法子「福祉国家とその家族—スウェーデンの場合」清水新二編『シリーズ家族はいま 4 家族問題』（ミネルヴァ書房、2002年）、252–256ページ参照。